

仕事と育児・介護の

両立支援制度等相談窓口

「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」が改正されます（令和7年4月1日より段階的に施行）

●茨城労働局では、改正内容を始めとする「育児・介護休業法」や「次世代育成支援対策推進法」に関する労働者や事業主からのご相談に対応するため、以下の「相談窓口」を設置しています。

育児・介護休業法に基づく各種制度は、条件を満たせば、男女労働者ともに、また、パートタイム労働者や有期雇用労働者も利用可能な制度です。

相談窓口では、改正内容に限らず、両法律に関するご相談に幅広く対応しておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

相談窓口 茨城労働局 雇用環境・均等室

（茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階）

電話番号:029-277-8295

受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

育児・介護休業法の改正内容について



「リンク先はこちら」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>